

議会運営委員会会議録

平成23年12月8日(木)

(開 会) 14:50

(閉 会) 15:14

案 件

- 1 議会の運営について
- 2 議長の諮問について
- 3 議会の会議規則、委員会に関する条例等について

【 内 容 】

- 1 特別委員会の設置について
 - (1) 名 称：庁舎建設特別委員会
付託事件：庁舎建設に関することについて
付託期間：調査終了まで
定 数：11人
 - (2) 人選届出期限：12月16日(金)午後5時
 - (3) 設置時期：12月20日(火)
- 2 意見書案の取り扱いについて
 - (1) 公共輸送機関の存続に向け、JR九州等に係る経営支援策等に関する意見書(案)
 - (2) 燃油関係の課税免除措置の恒久化等を求める意見書(案)
 - (3) 防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書(案)
 - (4) 国民生活の安心と向上を図る各種基金事業の継続を求める意見書(案)
 - (5) 鳥獣被害防止対策の充実を求める意見書(案)
 - (6) 環太平洋経済連携協定(TTP)交渉参加に関する意見書(案)
- 3 議案に対する質疑通告について
- 4 請願の取り扱いについて
 - 請願第3号 佐藤清和市議に対する辞職勧告決議を求める請願
 - 請願第4号 子ども・子育て新システムに関する意見書提出を求める請願
- 5 その他
 - (1) 次回委員会開催予定 12月20日(火)午前9時30分

委員長

ただいまから議会運営委員会を開会いたします。「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」、以上3件を一括議題といたします。

「特別委員会の設置」について事務局に説明させます。

議会事務局次長

先に行われました、代表者会議において、市長の申し入れに基づき庁舎建設に係る特別委員会を設置する旨の協議が整っておりますので、本定例会において庁舎建設に係る特別委員会を設置いただいております。

特別委員会の名称は「庁舎建設特別委員会」、付託事件については「庁舎建設に関することについて」を閉会中の継続審査事件として付託し、付託期間は「審査終了」まで、委員定数は11人としていただいておりますのでご審議方よろしくお願いたします。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

宮嶋委員

8月につくられました検討委員会は庁舎問題検討委員会というふうになっております。中間答申で建て替えが望ましいという中間答申は出ましたけれども、まだ新庁舎を建設するということがきちっと決まったわけではありませんので、これはあくまでも庁舎建設ではなくてやっぱり庁舎問題特別委員会という形で、建てかえるかどうかということも含めて論議すべきではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩

再開

委員会を再開いたします。

総務部長

中間報告につきましては建て替えが適当ということでの意見でございますのでそういうふうで私どもは事務を進めてまいり所存であります。

宮嶋委員

中間報告であって、決定ではないわけですよ。決定してしまって議会に諮られていっしょですから、それも建て替え、改修も含めて論議するという内容になってるんであれば、最初から庁舎建設という言葉を使わないほうがよりわかりやすいんじゃないかなと。これだと建て替え先にありきだというふうに私は感じますけど。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長

質疑を終結いたします。

おはかりいたします。事務局説明のとおり特別委員会を設置することにおいてありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

委員長

確認いたします。宮嶋委員、設置についても反対だということでしょうか。

宮嶋委員

庁舎問題を論議することは調査委員会もつくってあることですし、やぶさかではありませんが、建て替え先にありきだというふうな印象をとられかねないのではないかとということで反対です。

委員長

現在につきましては、特別委員会の設置についてのお諮りをしております。

それでは、特別委員会を設置することについては御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって特別委員会を設置することに決定いたしました。

次に、特別委員会の名称は「庁舎建設特別委員会」とし、「庁舎建設に関することについて」を閉会中の継続審査事件として調査終了まで付託することとし、委員定数は11人とすることに賛成の議員は挙手願います。

(挙手 賛成多数)

賛成多数。よって特別委員会の名称、付託案件、付託方法、託期間及び委員定数については

そのように決定いたしました。

次に、「委員の人員割り振り等について」事務局に説明させます。

議会事務局次長

人員割りにつきましては、お手元に配付しております特別委員会人員割表のとおりでございます。特別委員会の委員数は11名ということでございますので、各会派の人員から2.5名につき1名の割合で選出をしていただきたいと思いますと考えております。なお、正副議長及び監査委員につきましては会派人員数には算入しますが、選出の対象とはなりません。その結果、不足する委員数につきましては、印等で示しております端数がある各会派間で協議をいただき選出していただきたいと思いますと考えております。

各会派の選出委員の届け出期限につきましては、12月16日（金）午後5時までとしていただき、特別委員会の設置は、12月20日（火）の本会議最終日におきまして議長発議により設置していただいております。ご審議方よろしくお願いいたします。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

おはかりいたします。「委員の人員割り振り」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、「委員の人員割り振り」についてはそのように決定いたしました。

次に、「人選の届け出期限」は12月16日（金）午後5時までとし、「特別委員会の設置時期」については、12月20日（火）とすることにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、「人選の届け出期限」及び「特別委員会の設置時期」はそのように決定いたしました。

次に、「意見書（案）の取り扱い」について、事務局に説明させます。

議会事務局次長

お手元に配付しておりますとおり提出された意見書（案）が6件ございます。

案件に記載の（1）公共輸送機関の存続に向け、JR九州等に係る経営支援策等に関する意見書（案）が市民クラブの道祖委員から、（2）燃油関係の課税免除措置の恒久化等を求める意見書（案）が同志会の吉田委員から、（3）防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書（案）（4）国民生活の安心と向上を図る各種基金事業の継続を求める意見書（案）及び（5）鳥獣被害防止対策の充実を求める意見書（案）が公明党の守光委員から、（6）環太平洋経済連携協定（TPP）交渉参加に関する意見書（案）が共産党の宮嶋委員からそれぞれ提出されております。

委員長

事務局の説明が終わりましたので、

「公共輸送機関の存続に向け、JR九州等に係る経営支援策等に関する意見書（案）」について提出者から補足説明があれば、お願いいたします。

道祖委員

ここに書いております通り国鉄からJRに変わる経過において、ここに書いてるようにいろいろの特例が設けられております。これをですね、今後とも引き続きお願いしたいということでありまして、御承知のように、飯塚市1市4町が合併しまして、市内に12の駅があります。

市民の多くの皆さんはこの駅を活用して市民生活を行っております。このような駅がですね、JRの経営難で廃止されるようなことが今後生じた場合、市民生活には大きな影響が出てくるのではないかと懸念いたします。そういう意味においてはですね、やはり今ある駅、鉄道を今後とも利用する事を前提としたまちづくりをしていくためにも、こういうことについて国に対して意見を上げていきたいという考えておりますので、どうぞ御理解を賜りましてよろしくお願いたします。

委員長

次に、「燃油関係の課税免除措置の恒久化等を求める意見書(案)」について提出者から補足説明があれば、お願いたします。

吉田委員

この案件につきましては農林水産業を中心に23年度末をもって免税措置について廃止するという意見が出ております。これに対しましてJA等の要望もあり、これを継続していこうという形で上がっています。畜産農家や野菜農家、園芸農家をはじめ経営圧迫は深刻な状況であり大型機械等の導入についても深刻な状況でありますので、これを加味した上で意見書として国に提出したいと思っておりますのでよろしくご審議の方お願いたします。

委員長

次に「防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書(案)」、「国民生活の安心と向上を図る各種基金事業の継続を求める意見書(案)」及び「鳥獣被害防止対策の充実を求める意見書(案)」以上3件について提出者から補足説明があれば、お願いたします。

守光委員

1番、3番はこの通りですが、2番目の国民生活等の安心と向上を図る各種基金事業の継続を求める意見書ですけど、今年度中に終了いたします。そういった部分で多くの方から継続してほしいという声が集まっています。とても大事な内容ですので公明党としても訴えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

委員長

次に、「環太平洋経済連携協定(TPP)交渉参加に関する意見書(案)」について提出者から補足説明があれば、お願いたします。

宮嶋委員

皆様のご存知のとおりTPP環太平洋経済連携協定に野田首相が交渉に参加するというふうなことを表明しましたが、これは食糧の問題だけではなく、食料自給率が低下する、こういう問題だけではなく医療の分野でも日本では国民皆保険ということで、安心して医療が受けられる、こういう状況にありますが、自由診療だとか、こういうものが入ってきて、本当に必要な人が必要な医療が受けられない、お金のある人だけしか医療にかかれぬ、こういう状況も生まれてくるのが危惧されております。食の安全や労働分野だとか建設の分野、こういうものも壊される、こういう危険性がたくさんあります。多くの方が今、反対を、農協なども含めて、反対が行なわれています。ぜひTPP参加を首相、政府に撤回させる、このために皆様のご協力をお願いたします。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

道祖委員

国民生活の安心と向上を図る各種基金事業の継続を求める意見書案なんですけれど、これについて記の2ですね、安心子ども基金、妊婦健診健康診査支援基金、これ具体的な中身が現在わかっているから継続すべきであるということではありますが、まあ、趣旨は理解いたしますけれども、これはある程度、具体的な中身がわかった場合は問題ないというふうに理解して

いいんでしょうかね。

守光委員

具体的な内容がですね、決まればまた検討してですね、即反対とかではなく、しっかり議論してまだ中身がわかりませんのでという分でありますので御理解いただきたいと思います。

委員長

他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。意見書(案)6件については、各会派に持ち帰っていただき、後日の委員会で賛否を確認したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、「意見書(案)の取り扱い」については、そのように決定いたしました。

次に、「意見書(案)に対する賛否締切り日」について事務局より説明させます。

議会事務局次長

ただいまご審議いただきました意見書案につきましては、12月16日・金曜日の午後5時までに賛否を報告いただきたいと考えております。ご審議方よろしくお願いいたします。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。「意見書(案)に対する賛否締切り日」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、「意見書(案)に対する賛否締切り日」については、そのように決定いたしました。

なお、各会派、お集まりの折りに、ご協議されまして、先ほど協議いただきました6件の意見書(案)に対する賛否を事務局まで報告いただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、「議案に対する質疑通告」について事務局から報告させます。

議会事務局次長

議案に対する質疑通告につきましては、議案第103号、105号、106号、110号及び119号について、宮嶋議員より質疑通告がっておりますので、報告いたします。

委員長

説明が終わりましたので、「議案に対する質疑通告」については、ご了承をお願いいたします。

次に、「請願の取扱い」について事務局に説明させます。

議会事務局次長

お手元に配布しておりますとおり、提出された請願が2件ございます。本請願については13日の本会議において、請願第3号は議会運営委員会に、請願第4号は厚生委員会にそれぞれ付託をしていただいております。

なお、請願第3号に関する議会運営委員会は委員会審査の予備日であります16日(金)に開催していただいております。ご審議方よろしくお願いいたします。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

松延委員

請願3号につきましては議会運営委員会ということでございますけれども、私は付託を省略していただきまして本会議での審査をされることを提案させていただきます。

委員長

ただいま委員会付託省略という意見がありますので、取り扱いについて事務局に説明させます。その前に資料を配付させます。

議会議務局次長

委員会付託省略の場合の取り扱いについて、ただいま配付いたしました資料に基づきご説明いたします。

請願の委員会付託省略につきましては会議規則第128条の1に基づき、議長が会議に諮ることになります。委員会付託の省略が可決されました場合、請願第3号については直ちに質疑、討論、採決を行います。

また、採決の結果、請願可決の場合につきましては、請願の賛成者間で協議の上、決議案を議長あて提出していただくこととなります。なお、本決議案につきましても他の議員提出議案同様、発議者を含み賛成者が3人以上必要でありますのでご留意願います。

委員長

他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。「請願の取扱い」について、請願第3号については委員会付託の省略について本会議において諮ることとし、請願第4号については事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(発言する者あり)

宮嶋委員

ちょっと意味がわからないんですが、委員会付託を省略される理由というのは要らないんですか。

議会議務局次長

会議規則128条の1に規定がございますので、これに基づいて行われるものであります。

委員長

他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。

あらためておはかりいたします。「請願の取扱い」について、請願第3号については委員会付託の省略について本会議において諮ることとするに賛成の議員は挙手願います。

(挙手 賛成多数)

賛成多数。よってそのように決定いたしました。

次に、請願第4号については事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって請願第4号の取り扱いについてはそのように決定いたしました。

最後に、その他でございますが、次回の委員会は12月20日(火)本会議最終日の開会前午前9時30分に開催を予定しておりますので、よろしくお願いたします。

おはかりいたします。「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」以上3件については継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本件3件は継続審査とすることに決定いたしました。これをもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。